

付 議 第 14 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和 43 年高知県教育委員会規則第 6 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高知県教育長（以下「教育長」という。）」を「教育次長」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（高等学校課員駐在所）

第7条の2 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く。

第9条第20号中「、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改める。

第11条第9号中「掲げるもののほか」を「掲げるもののほか、指定保育士養成施設」に改め、同号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

（10）子育て支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第11条中第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

（4）家庭的保育事業等における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。

（5）親育ち支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第11条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）指定保育士養成施設に関すること。

第12条第1号、第6号及び第10号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第13条中第22号を第23号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）全国高等学校総合文化祭に関すること。

第15条第4号及び第5号を次のように改める。

（4）家庭教育支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

（5）放課後児童健全育成事業に関すること。

第19条第1項第11号中「教育長」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第36条第1項の表中「教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う」を「必要に応じて教育長の職務を受任し、又は臨時に代理する」に改め、同条第2項中「代行する」を「受任し、又は臨時に代理する」に改める。

第37条の表中

「

社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。

」

を

「

管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。
社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、教育長が教育委員会の補助機関でなくなり、教育長に知事の事務を補助執行させることができなくなったこと等を考慮するとともに、学校教育法の一部改正により設けられた義務教育学校が県内に設置されることに伴い、必要な改正をするほか、平成 28 年度の組織見直しに伴う改正等を行うとするものである。

2 改正の内容

(1) 地教行法改正関係

ア 知事の事務を補助執行する者を「高知県教育長」から「高知県教育次長」に改める。（第 1 条）

イ 教育長の職務代理に関する規定が改められたことに伴い、教育次長の職務のうち、教育長の代理に関する部分を整備する。（第 36 条）

(2) 学校教育法改正関係

教育政策課及び小中学校課の分掌事務に学校の種類として「義務教育学校」を追加する。（第 9 条・第 12 条）

(3) 分掌事務関係

ア 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く規定を追加する。（第 7 条の 2）

イ 幼保支援課が所掌する事務を整備する。（第 11 条）

ウ 高等学校課が所掌する事務に全国高等学校総合文化祭に関することを追加する。（第 13 条）

エ 上記イの改正に伴い、生涯学習課が所掌する事務を整備する。（第 15 条）

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第1章 総則

第1章 総則

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務及び教育次長が補助執行する事務を分掌させるための行政組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務及び高知県教育長（以下「教育長」という。）が補助執行する事務を分掌させるための行政組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(高等学校課員駐在所)

第7条の2 高等学校課が所掌する事務の一部を行うため、高知市に高等学校課員駐在所を置く。

第2節 分掌事務

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教育政策課)

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(19) 略

(1)～(19) 略

(20) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立(市町村の組合立を含む。以下同じ。)の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校(定時制の課程に限る。)及び特別支援学校(以下「公立学校」という。)の教職員の資質の向上に関すること。

(20) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立(市町村の組合立を含む。以下同じ。)の小学校、中学校、高等学校(定時制の課程に限る。)及び特別支援学校(以下「公立学校」という。)の教職員の資質の向上に関すること。

(21)～(24) 略

(21)～(24) 略

(幼保支援課)

(幼保支援課)

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

第11条 幼保支援課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 略

(1) 略

(2) 指定保育士養成施設に関すること。

(3) 略

(4) 家庭的保育事業等における保育及び教育に関する専門的事項の支援に関すること。

(5) 親育ち支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(6)～(9) 略

(10) 子育て支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(11) 前各号に掲げるもののほか、指定保育士養成施設、保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立及び市町村立（以下「公立」という。）の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校」という。）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(5) 略

(6) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学に関すること。

(7)～(9) 略

(10) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の設置及び廃止に関すること。

(11)・(12) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 全国高等学校総合文化祭に関すること。

(2) 略

(3) 開かれた園づくりの推進に関すること。

(4)～(7) 略

(8) 高知県幼児教育振興アクションプログラムに関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、保育所、幼稚園、認定こども園又は認可外保育施設に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立及び市町村立（以下「公立」という。）の小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(5) 略

(6) 市町村立の小学校及び中学校の就学に関すること。

(7)～(9) 略

(10) 市町村立の小学校及び中学校の設置及び廃止に関すること。

(11)・(12) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(8)～(23) 略

(生涯学習課)

第 15 条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 家庭教育支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(5) 放課後児童健全育成事業に関すること。

(6)～(18) 略

第 2 款 事務所の所掌事務

(教育事務所)

第 19 条 教育事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、高知県教育長（以下「教育長」という。）が必要であると認める事項

2 略

第 6 章 職制

(教育次長等)

第 36 条 教育次長及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、 <u>必要に応じて教育長の職務を受任し、又は臨時に代理する。</u>
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項の場合において、教育次長が 2 人以上あるときは、あらかじめ教育長が定めた順序で教育長の職務を受任し、又は臨時に代理する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を受任し、又は臨時に代理するものとし、その受任し、

(7)～(22) 略

(生涯学習課)

第 15 条 生涯学習課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 家庭教育に関すること。

(5) 子育て支援に関すること（幼保支援課の主管に属するものを除く。）。

(6)～(18) 略

第 2 款 事務所の所掌事務

(教育事務所)

第 19 条 教育事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要であると認める事項

2 略

第 6 章 職制

(教育次長等)

第 36 条 教育次長及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、 <u>教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。</u>
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項の場合において、教育次長が 2 人以上あるときは、あらかじめ教育長が定めた順序で教育長の職務を代行する。ただし、教育次長に事故があるとき又は欠けたときは、課長の職にある職員が教育長の職務を代行するものとし、その代行する順序は、第 6 条第 1 項に規定する課の順

又は臨時に代理する順序は、第6条第1項に規定する課の順序とする。

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。
社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
略	略

序とする。

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
社会教育主事	社会教育に関する専門的事務に従事する。
管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。
略	略